

後期高齢者医療特別会計

令和5年度 掲載事業一覧（後期高齢者医療特別会計）

（単位：千円）

款	総 予 算 額 () 内は前年度分	対前年度比 伸 率	主 な 事 業 内 容 ◎印は新規事業	事業費	担当課	事業概要 調書 ページ
1 総務費	26,405 (36,805)	-28.3%				
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,343,025 (2,238,218)	4.7%	広域連合納付金	2,343,025	国保医療課	238
3 諸支出金	5,784 (5,784)	0.0%				
4 予備費	1,500 (1,500)	0.0%				

事業概要調書

【後期高齢者医療特別会計】

健康推進部 国保医療課

款	2	項	1	目	1	後期高齢者医療広域連合 納付金	新規・ 継続
事業名		広域連合納付金					
令5年度当初予算 事業費総額				2, 3 4 3, 0 2 5 千円			
令和4年度当初予算 事業費総額				2, 2 3 8, 2 1 8 千円			
令和4年度補正後予算 事業費総額（12 月末現在）				2, 2 4 3, 2 0 1 千円			
令和3年度決算 事業費総額				1, 9 0 4, 8 2 6 千円			
根 拠 法 令 等				埼玉県後期高齢者医療広域連合規約			
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等） 市で徴収した保険料等および埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務費的経費の入間市負担分を納付するものです。 ・保険料納付金（特別徴収、普通徴収・現年度分、普通徴収・滞納繰越分、延滞金） ・保険基盤安定負担金（保険料均等割の軽減を行った方に対する県、市を合わせた負担金） ・事務費負担金（埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務費を均等割、人口割等で算出したもの） ②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討） 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約に基づくものであり、他の自治体も同様です。							

③市民参加の実施の有無とその内容
なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款 名 称	細 節 名 称	予算額（千円）
		01	後期高齢者 医療保険料	現年度分（特別徴収） 現年度分（普通徴収） 滞納繰越分（普通徴収）	1,297,380 632,618 5,603
		03	繰入金	事務費繰入金 保険基盤安定繰入金	54,577 352,747
		05	諸収入	延滞金	100
		計			2,343,025
	歳出	節	細節	細 節 名 称	予算額（千円）
		18	01	負担金	2,343,025
		計			2,343,025
	⑤その他（その他必要事項及び添付資料） なし				